

京都の場合は、大体の目安ですが、4～9月に65歳になられた方は、来年4月年金支払いから、それ以降の方は6月と順次その後の年金支払期から天引きが始まることになります。給与から介護保険料が自動的に控除されていた方は、これからも健康保険に加入し続けていくのに、何故、今迄通りでは駄目なのか素朴な疑問が湧きますよね。

●年金は？

年金も60歳前半の老齢厚生年金から、本来の老齢厚生年金と老齢基礎年金に変わります。

私自身の年金試算を年金事務所をお願いしたことがあります。私の場合は、65歳から年金額が「**ほん**」とアップしますと書きたいところですが、「ほん」とアップします。

私は、51歳の時に退社するまで29年間厚生年金に加入していました。その後はずっと国民年金のみです。

60歳前半の老齢年金は報酬比例部分と低額、間違えた！定額部分を受け取ることが出来ます。

定額部分はこの29年間の加入期間をベースに計算されるのですが、

65歳以降はこの定額部分が基礎年金と名称が変わり、

かつ51歳以降の国民年金加入期間もプラスされて再計算されるため

「ほん」と上るのはこの部分です。

ずっと厚生年金に加入されていた同世代の方は、

定額部分と老齢基礎年金はほぼ同額になる仕組みです。

私のように途中から国民年金のみとなるとこの現象が起きます。

●65歳以降でも、厚生年金のある会社に働く場合は？

給与をもらいながら、年金も受け取ることが出来るようになると、給与額と年金額で調整がされ、年金の一部が支給停止(在職老齢年金)

されますが、この目安額が65歳前の28万円から

65歳以降は47万円と年金が少し多く受け取れることとなります。

厚生年金に加入できるのは、70歳までですが、

70歳以降でも働く場合は、給与額と年金額の調整があります。

★トピックス～年度更新の受付が始まります～

今日(6月1日)から労働保険の年度更新の受付が始まります。

社会保険料は毎月納付ですが、

労災保険、雇用保険の納付は、原則年1回となります。

今年は、6月1日から7月12日までに

(今年は、7月10日が土曜日になりますので、12日が最終となります)

申告・納付となります。

確定した保険料不足額と概算保険料を合算した場合

40万円(片保険の場合は20万円)以上なので、3回に分けて納付できるかとの

お尋ねがあるのですが、事務組合等に加入されていない場合の分割は、

概算保険料のみで上記の額以上あることが必要です。

また、申告書の数字は訂正できますし、訂正印も不要ですが

、申告書の下についている領収済通知書の納付額の訂正は出来ませんので

新しい通知書に書きかえることが必要になります。

今はそらまめの最盛期。
毎日、毎日せっせといただいています。

最初は黄緑だったおはぐろ(あたまのところです)も、その名の通り
黒くなり、
ぷるぷるだった食感も、ほこほこに変わって、
もう少しで、そらまめから枝豆の季節になるのですね。
季節の移り変わりに、日々無常を感じます。

でも、お相手のビールのうまさは、かわりませんね～。

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

-----  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
-----